



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日産自動車株式会社  
代表者名 取締役社長 カルロス ゴーン  
(コード番号 7201 東証第 1 部)  
問合せ先 IR 部 常務執行役員 田川丈二  
(TEL 045-523-5523)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日に開催予定の第 116 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことから、これに対応するため、所要の変更を行うものであります。なお、第 28 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条 < 条文省略 > 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 < 現行どおり > 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 29 条 ~ 第 34 条 < 条文省略 >	第 29 条 ~ 第 34 条 < 現行どおり >
(監査役の責任免除) 第 35 条 < 条文省略 > 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第 35 条 < 現行どおり > 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 23 日(火)

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 23 日(火)

以 上